

岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル 新旧対照表

新	旧
<p>岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル</p> <p>制定：平成 31 年 4 月 1 日 一部改正：令和 3 年 12 月 1 日 <b>一部改正：令和 5 年 5 月 2 日</b></p> <p>岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 生活衛生課</p>	<p>岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル</p> <p>制定：平成 31 年 4 月 1 日 一部改正：令和 3 年 12 月 1 日</p> <p>岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 生活衛生課</p>
<p><b>1 目的</b> (略)</p> <p><b>2 対象施設・事業所</b> (略)</p> <p><b>3 報告事項及び報告期限</b> 設置者は、次の (1)、(2)、<b>(3) 又は (4)</b> の場合、直ちに所管する保健所へ電話で第一報を入れたのち、別記様式により、保健所並びに県及び市町村の社会福祉施設等主管部局へ報告（後述 4 参照）すること。 (1) ～ (2) (略) (3) 上記 (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生动向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【考え方】</b> 上記 (1) (2) は、あくまで目安であり、施設等において、複数の者が<b>発熱・嘔吐・下痢・呼吸器症状</b>などの感染症・食中毒の発生が疑われる症状を示した場合は、適宜報告していただきたい。</p> </div> <p><b>【参考】報告する根拠</b> 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 (平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号厚生労働省健康局長他通知 <b>(令和 5 年 4 月 28 日一部改正)</b>)</p> <p><b>(4) 新型コロナウイルス感染症については、高齢者及び障害者の施設等において、患者が 5 名以上発生した施設が専門家による感染対策の指導を希望する場合</b></p>	<p><b>1 目的</b> (略)</p> <p><b>2 対象施設・事業所</b> (略)</p> <p><b>3 報告事項及び報告期限</b> 設置者は、次の (1)、(2) 又は (3) の場合、直ちに所管する保健所へ電話で第一報を入れたのち、別記様式により、保健所並びに県及び市町村の社会福祉施設等主管部局へ報告（後述 4 参照）すること。 (1) ～ (2) (略) (3) 上記 (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生动向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【考え方】</b> 上記 (1) (2) は、あくまで目安であり、施設等において、複数の者が嘔吐や下痢などの感染症・食中毒の発生が疑われる症状を示した場合は、適宜報告していただきたい。</p> </div> <p><b>【参考】報告する根拠</b> 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 (平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号厚生労働省健康局長他通知)</p> <p><b>(4) 新設</b></p>

4 県の報告先

	県が所管する社会福祉施設等	市町村が所管する社会福祉施設等
介護保険施設等	<p>○老人福祉施設</p> <p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター</p> <p>○介護保険施設</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設</p> <p>○介護サービス事業所 (介護予防サービスを含む。)</p> <p>通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、</p>	<p>○地域密着型サービス</p> <p>認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護</p> <p>○以下の市町村に所在する有料老人ホーム 各務原市、中津川市、揖斐川町、白川町、東白川村</p> <p>○生活支援ハウス</p>

4 県の報告先

	県が所管する社会福祉施設等	市町村が所管する社会福祉施設等
介護保険施設等	<p>○老人福祉施設</p> <p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター</p> <p>○介護保険施設</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設</p> <p>○介護サービス事業所 (介護予防サービスを含む。)</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売</p>	<p>○地域密着型サービス</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護</p> <p>○居宅介護支援</p> <p>○以下の市町村に所在する有料老人ホーム 各務原市、中津川市、揖斐川町、白川町、東白川村</p> <p>○生活支援ハウス</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害福祉サービス事業所等</p>	<p>○障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）</p> <p>短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所</p> <p>○障害者支援施設</p> <p>○福祉ホーム</p> <p>○身体障害者参加支援施設</p> <p>○障害児入所施設</p> <p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</p> <p>○児童発達支援センター</p> <p>○障害児通所支援事業所</p> <p>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</p>	<p>○身体障害者社会参加支援施設</p> <p>身体障害者福祉センター</p> <p>○地域活動支援センター</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害福祉サービス事業所等</p>	<p>○障害者支援施設</p> <p>○障害福祉サービス事業所</p> <p>居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所、短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所</p> <p>○地域活動支援センター、福祉ホーム</p> <p>○一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業所</p> <p>○障害児入所施設</p> <p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</p> <p>○障害児通所支援事業所</p> <p>児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター</p>	<p>○特定相談支援事業所</p> <p>○障害児相談支援事業所</p> <p>○市町村地域生活支援事業</p> <p>移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援 等</p> <p>○身体障害者社会参加支援施設</p> <p>身体障害者福祉センター</p>

救護施設等	<p>○保護施設</p> <p>救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</p> <p>○無料低額宿泊所(日常生活支援住居施設含む)</p> <p>○地域福祉センター (設置運営主体が社会福祉法人の施設)</p>	<p>○地域福祉センター (設置運営主体が市町村の施設)</p>	救護施設等	<p>○保護施設</p> <p>救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</p> <p>○無料低額宿泊所</p> <p>○地域福祉センター (設置運営主体が社会福祉法人の施設)</p>	<p>○地域福祉センター (設置運営主体が市町村の施設)</p>	
	<p>○特定教育・保育施設</p> <p>保育所、認定こども園(幼稚園型を除く。) ※<u>幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第18条(保健所との連絡)等の規定にも留意すること。</u></p> <p>○児童厚生施設</p> <p>児童遊園、児童館 等</p> <p>○認可外保育施設</p>	<p>○特定地域型保育事業</p> <p>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p>		<p>○特定教育・保育施設</p> <p>保育所、認定こども園(幼稚園型を除く。)</p> <p>○児童厚生施設</p> <p>児童遊園、児童館 等</p> <p>○認可外保育施設</p>	<p>○特定地域型保育事業</p> <p>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業</p> <p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p>	保育所等

児童養護施設等	○児童養護施設 ○母子生活支援施設 ○乳児院 ○助産施設 ○児童心理治療施設 ○児童福祉事業 児童自立生活援助事業(自立 援助ホーム) 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	
その他		○隣保館

**5 対応方法**

(1) ~ (3) (略)

(参考) 略

児童養護施設等	○児童養護施設 ○母子生活支援施設 ○乳児院 ○助産施設 ○児童心理治療施設 ○児童福祉事業 児童自立生活援助事業(自立 援助ホーム) 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	
その他		○隣保館

**5 対応方法**

(1) ~ (3) (略)

(参考) 略

様式 1

### 食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書

保健所長 宛

年 月 日

施設種別	_____
施設名	_____
所在地	_____
施設長（代表者名）	_____
報告者	_____
TEL / FAX	_____
メールアドレス	_____

発生内容

施設利用人数： \_\_\_\_\_ 名（再掲：利用者 \_\_\_\_\_ 名 職員 \_\_\_\_\_ 名）

< 発生の状況 > ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日時点)

※報告基準 (1)・(2)・(3)・(4) 該当（いずれか○を付ける）

区 分	利用者	職 員	計
1 施設利用者及び職員のうち患者(症状のある者) ※新型コロナウイルス感染症の場合、診断された無症状者を含む			
2 1のうち治療中の者			
3 2のうち現在、同症状で医療機関に入院している者			
4 3のうち重篤患者数			
初発患者からの有症者数累計			

- ・経過記録表（様式3）を添付してください。
- ・「重篤患者」とは、医療機関に入院し、治療のためICUに入っているか人工呼吸器を装着する等の治療が必要な患者を指します。

様式 2, 3 (略)

様式 1

### 食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書

保健所長 宛

年 月 日

施設種別	_____
施設名	_____
所在地	_____
施設長（代表者名）	_____
報告者	_____
TEL / FAX	_____
メールアドレス	_____

発生内容

施設利用人数： \_\_\_\_\_ 名（再掲：入所者 \_\_\_\_\_ 名 職員 \_\_\_\_\_ 名）

< 発生の状況 >

※報告基準 1・2・3 該当（いずれか○を付ける）

区 分	利用者	職 員	計
1 施設利用者及び職員のうち患者(症状のある者) ( _____ 年 _____ 月 _____ 日時点での人数)			
2 1のうち治療中の者			
3 2のうち現在、同症状で医療機関に入院している者			
4 3のうち重篤患者数			
初発患者からの有症者数累計			

- ・経過記録表（様式3）を添付してください。
- ・「重篤患者」とは、医療機関に入院し、治療のためICUに入っているか人工呼吸器を装着する等の治療が必要な患者を指します。

様式 2, 3 (略)

